

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-航空分野の基準について-」の一部改正について

令和5年8月31日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-航空分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動	(追加)	二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動
2	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 1号特定技能外国人が従事する業務 1号特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)に定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分3(1)ア関係 空港グランドハンドリング(地上走行支援)	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人)

			<p>業務、手荷物・貨物取扱業務等)</p> <p>イ 試験区分3(1)イ関係</p> <p>航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)</p>	<p>別表1b.業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務</p> <p>イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人)</p> <p>別表2b.業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる業務</p>
3	P.3,4	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用要領(抜粋)</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 1号特定技能外国人が従事する業務</p> <p>航空分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:事務作業、除雪作業等)に付随的に従事することは差し支えない。</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>航空分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:事務作業、除雪作業等)に付随的に従事することは差し支えない。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務</p> <p>(2) 2号特定技能外国人</p> <p>運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務</p>
4	P.4	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>【主たる業務】</p>	<p>○ 航空分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとお</p>	<p>【主たる業務】</p> <p>○ 航空分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要</p>

		○1つ目	り、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針及び分野別運用要領に基づき、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。	とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針及び分野別運用要領に基づき、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
5	P.4	【関連業務】 ○1つ目	○ また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。	【関連業務】 ○ また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
6	P.5	【相談窓口】	○ 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については国土交通省航空局にお問合せください。問合せ先については、国土交通省航空局のホームページを御覧ください。 (URL : <a href="http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html">http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html</a> )	【相談窓口】 ○ 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については国土交通省航空局にお問合せください。問合せ先については、国土交通省航空局のホームページを御覧ください。 (URL : <a href="http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html">http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html</a> )
7	P.6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等
8	P.6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 上陸基準省令(特定技能2号)	(新設)	申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項(第2号を除く。)及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一 申請人が次のいずれにも該当していること。 イ～ロ (略)

				<p>ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。</p> <p>ニ (略)</p> <p>二～七 (略)</p>
9	P.6,7	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用方針(抜粋)</p>	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>航空分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は航空分野の第2号技能実習を修了した者とする。</p> <p>(1) 技能水準 (試験区分)</p> <p>ア 「特定技能評価試験 (航空分野: 空港グランドハンドリング)」</p> <p>イ 「特定技能評価試験 (航空分野: 航空機整備)」</p> <p>(2) 日本語能力水準</p> <p>ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験 (N4以上)」</p> <p>イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</p>	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>航空分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。</p> <p>また、特定技能1号の在留資格については、航空分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>ア 技能水準 (試験区分)</p> <p>別表1 a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験</p> <p>イ 日本語能力水準</p> <p>(ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験 (N4以上)」</p> <p>(イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</p> <p>(2) 2号特定技能外国人</p> <p>技能水準 (試験区分及び実務経験)</p> <p>ア 試験区分</p> <p>別表2 a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に</p>

				<p>掲げる試験</p> <p>イ 実務経験</p> <p>(ア) 空港グランドハンドリング業務においては、現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を要件とする。</p> <p>(イ) 航空機整備業務においては、現場において専門的な知識・技量を要する作業を実施した実務経験を要件とする。</p>
10	P.7,8	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用要領(抜粋)</p>		<p>第1 特定技能産業分野において認められる人材の基準に関する事項</p> <p>1. 技能水準及び評価方法等</p> <p>(2) 「航空分野特定技能2号評価試験」又は「航空従事者技能証明」(運用方針3(2)アの試験区分:運用方針別表2 a. 試験区分(3(2)ア関係)のとおり)</p> <p>ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)(技能水準)</p> <p>(ア) 「航空分野特定技能2号評価試験(空港グランドハンドリング)」</p> <p>当該試験の合格及び空港グランドハンドリングの現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を要件とする。</p> <p>(イ) 「航空分野特定技能2号評価試験(航空機整備)」又は「航空従事者技能証明」</p> <p>当該試験への合格又は航空従事者技能証明の取得、及び航空機整備の現場において、専門的な知識・技量を要する作業を実施した3年以上の実務経験を要件とする。</p>

			<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 「空港グランドハンドリング職種」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け等という点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が「地上走行支援業務」、「手荷物・貨物取扱業務」等の空港グランドハンドリング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 「空港グランドハンドリング職種：航空機地上支援、航空貨物取扱及び客室清掃」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け、航空機内の清掃という点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が「地上走行支援業務」、「手荷物・貨物取扱業務」、「航空機内外の清掃整備業務」といった空港グランドハンドリング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>
11	P.8	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>○1つ目及び2つ目</p>	<p>○ 1号特定技能外国人として航空分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。</p> <p>○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に</p>	<p>○ 1号特定技能外国人として航空分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。</p> <p>○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応</p>

			<p>応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。</p>	<p>じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。</p>
12	P.8,9	○4つ目	<p>○ なお、航空分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。</p>	<p>○ 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験の合格又は技能証明の取得に加えて、以下の実務経験が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務区分：空港グランドハンドリング          空港グランドハンドリングの現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験          この場合の実務経験とは、航空機の駐機場への誘導や移動、手荷物・貨物の仕分け、手荷物・貨物の航空機への移送・搭降載、客室内清掃等、特定技能2号として就業する上で必要となる知識や技能を習得（安全管理規定の理解や作業資格の取得など）した上で、新入社員等に指導したことをいいます。</li> <li>・業務区分：航空機整備          航空機整備の現場において、専門的な知識・技量を要する作業を実施した3年以上の実務経験          この場合の実務経験とは航空会社や航空機整備会社において、国家資格整備士等の指導・監督の下、ドック整備や材料・部品等の領収検査等、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務に3年以上従事したことをいいます。</li> </ul>
13	P.9	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p>&lt;試験合格者の場合&gt;</p> <p>○ 技能水準を証するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定技能評価試験（航空分野：空港グランドハンドリング）の合格証明書の写し</li> </ul>	<p>&lt;特定技能1号の場合&gt;</p> <p>○ 試験合格者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能水準を証するものとして次のいずれか          航空分野特定技能1号評価試験（空港グランドハンドリング）の合格証明書の写し</li> </ul>



			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定技能評価試験（航空分野：航空機整備）の合格証明書の写し</li> <li>○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか</li> <li>・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し</li> <li>・ 日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>*ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号修了者の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格している場合</li> <li>・ 空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写し</li> <li>○ 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合</li> <li>・ 技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1 - 2 号）</li> </ul> <p>*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第 4 章第 1 節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。</p>	<p style="color: red;">航空分野特定技能 1 号評価試験（航空機整備）の合格証明書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか</li> <li>国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し</li> <li>日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>*ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号修了者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格している場合</li> <li>空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写し</li> <li>・ 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合</li> <li>技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1 - 2 号）</li> </ul> <p>*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第 4 章第 1 節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。</p> <p style="color: red;">&lt;特定技能 2 号の場合&gt;</p> <p style="color: red;">○ 業務区分：空港グランドハンドリングの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空分野特定技能 2 号評価試験（空港グランドハンドリング）の合格証明書の写し</li> </ul>
--	--	--	--	--



				<p>○ 業務区分：航空機整備の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空分野特定技能2号評価試験（航空機整備）合格者の場合 航空分野特定技能2号評価試験（航空機整備）の合格証明書の写し</li> <li>・航空従事者技能証明取得者の場合 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかの航空従事者技能証明の写し 航空分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第9-3号）</li> </ul>
14	P.9,10	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【留意事項】</p>	<p>○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写しの提出が必要です。</p> <p>○ 空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。</p>	<p>&lt;特定技能1号&gt;</p> <p>○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写しの提出が必要です。</p> <p>○ 空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。</p> <p>&lt;特定技能2号&gt;</p> <p>○ 航空分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、航空局または試験実施機関へご確認ください。</p> <p>○ 航空従事者技能証明取得者の実務経験は、「航空分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（航空機整備）」（分野参考様式第9-3号）にて確</p>

				認めます。
15	P.12	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	(追加)	六 特定技能所属機関である場合にあっては、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。
16	P.12	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 ○2つ目	○ 空港グランドハンドリングの業務区分の1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者でなければなりません。	○ 空港グランドハンドリングの業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者でなければなりません。
17	P.12	○4つ目	○ 初めて航空分野の1号特定技能外国人を受け入れた場合には、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に、国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。	○ 初めて航空分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に、国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
18	P.12	○7つ目	(新設)	○ 特定技能外国人から航空分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面を交付しなければならず、こ

				れを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができません。
19	P.13	○9つ目	○ 1号特定技能外国人の受入れを検討している場合、特定技能雇用契約の締結前であっても、協議会事務局（国土交通省航空局）に協議会への加入等について相談することができます。円滑な受入れのためには、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の前に、協議会に加入することが望まれます。なお、上述のとおり、1号特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会に加入する必要があります。	○ 特定技能外国人の受入れを検討している場合、特定技能雇用契約の締結前であっても、協議会事務局（国土交通省航空局）に協議会への加入等について相談することができます。円滑な受入れのためには、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の前に、協議会に加入することが望まれます。なお、上述のとおり、特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会に加入する必要があります。
20	P.13	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【留意事項】 ○1つ目及び2つ目	○ 特定技能所属機関が、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ○ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。	○ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ○ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。
21	P.16	第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準	（追加）	六 特定技能所属機関である場合にあっては、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

		【関係規定】 告示第2条		
22	P.17	第5 上陸許可に係る基準 【関係規定】 上陸基準省令(特定技能2号)	(新設)	申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項(第2号を除く。)及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一～六(略) 七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。
23	P.17	第5 上陸許可に係る基準 【関係規定】 告示第1条	航空分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	航空分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。
24	P.17,18	第5 上陸許可に係る基準 ○1つ目から3つ目	○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。	○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて同在留

- 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該1号特定技能外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができません。

資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。

- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該特定技能外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。

- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができません。

25

別表

別表(航空業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等
特定技能外国人が従事する業務区分 【特定技能1号】 航空機のフライト・地上走行業務(乗務員、手荷物・貨物取扱業務等)	特定技能評価試験 (航空分野: 空港グラウンドハンドリング)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	職種 航空グラウンド ハンドリング	作業 航空機地上業務
【特定技能1号】 航空機整備 (機体・整備品等の整備業務等)	特定技能評価試験 (航空分野: 航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)		

(注) 帰した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等
特定技能外国人が従事する業務区分 【特定技能1号】 航空機のフライト・地上走行業務(乗務員、手荷物・貨物取扱業務等)	特定技能評価試験 (航空分野: 空港グラウンドハンドリング)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	職種 航空グラウンド ハンドリング	作業 航空機地上業務
【特定技能1号】 航空機整備 (機体・整備品等の整備業務等)	特定技能評価試験 (航空分野: 航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)		
【特定技能2号】 航空機のフライト・地上走行業務(乗務員、手荷物・貨物取扱業務等)	特定技能評価試験 (航空分野: 航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)		航空機地上業務

特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能2号】 航空機整備 （おしの方針により付与。職種、技能品等の 専門的・高度的な業務を要しない）	/	/	/	/	航空分野特定技能2号評価試験 （航空機整備） 航空従事者技能証明書（以下「ATPL」 等） 一級航空整備士（機体） 二級航空整備士（機体） 一級航空整備士（機体） 二級航空整備士（機体） 一級航空整備士（機体） 二級航空整備士（機体） 航空士（機体） 航空士（機体） 航空士（機体） 航空士（機体） 航空士（機体） 航空士（機体） 航空士（機体） 航空士（機体） 航空士（機体） 航空士（機体） 航空士（機体）
<p>(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれかの試験も免除されます。</p> <p>(2) 特定技能2号については、技能試験の合格に加えて、実務経験要件（業務区分：空港グラウンドハンドリングにおいては、現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験、業務区分：航空機整備においては、現場において、専門的な知識・技能を習得する作業を担った3年以上の実務経験）が課せられています。</p>					



26

分野  
参考様式  
第9-1号

分野参考様式第9-1号（特定技能所属機関）

航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

航空分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等）又は航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）であること。
- 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。
- 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
  - (1) 協議会の構成員であること、又は、航空分野に係る特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
  - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
  - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第9-1号（特定技能所属機関）

航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

航空分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等）又は航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）であること。
- 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。
- 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
  - (1) 協議会の構成員であること、又は、航空分野に係る特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
  - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
  - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
8. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者



27

分野  
参考様式  
第9-3号

(新設)

分野参考様式第9-3号

航空分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書

航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験について、下記のとおり証明します。  
なお、本件について出入国在留管理官署から照会があった場合には、適切に対応します。

記

1 申請人

氏名	
生年月日	
国籍・地域	

2 実務経験

(1) 業務内容

現場において、専門的な知識・技量を要する作業

※「実務経験」とは航空会社や航空機整備会社において、国家資格整備士等の指導・監督の下、ドック整備や材料・部品等の領収検査等、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務に3年以上従事したことをいう。

(2) 上記(1)の業務に従事していた就業期間

年 月 日	～	年 月 日	(計: 年 月)
-------	---	-------	----------

※必要に応じ行を追加すること。

※上記(1)の業務に従事していない期間がある場合は、従事していた期間ごとに記載すること。

作成日 年 月 日

事業者

氏名又は名称

住 所

連 絡 先

作成責任者(署名)

※ 証明事項に事実と相違がある場合、申請人の在留資格が取り消される場合がある。